

「福祉人材確保奨学金制度」

大田区奨学金の返還額を最大全額減免

区内に居住し、一定の期間区内福祉関連事業所等で勤務し、介護福祉士、社会福祉士等の資格・免許（下表参照）を有する方を対象に、区奨学金の返還額を減免します。

※減免を受けるためには、勤務期間の算定開始のための事前申出が必要となります。

【減免の要件】

以下の要件を全て満たした借受人が減免の対象となります。（②③はどちらか一方）

- ① 減免のための事前申出をしている。
- ② 事前申出以降、3年間(36 か月)区内の指定事業所で勤務し、減免申請時に下表の資格・免許等を有している。
- ③ ②からさらに2年間(通算5年間(60 か月))勤務し、減免申請時に下表の資格・免許等を有している。
- ④ ②③の期間中、下表の勤務形態で勤務している。
- ⑤ ②③の期間中、区内に住所を有している。
- ⑥ 大田区奨学金の返還金及び区市町村民税の納付に未納がない。

※ ②③の期間中は、奨学金の返還が猶予されます。

※ ②の場合は半額減免(上限 1,056,000 円)、③の場合は全額減免(上限 2,112,000 円)となります。

※ ②③の期間内で通算1年間(12 か月以内)の勤務していない期間が認められます。

…転職活動、出産・育児、資格取得等勤務していない理由は問いません。また、通算 12 か月以内であれば複数回でも認められます。

【対象となる資格、事業所、勤務形態】

区分	事業所	資格	勤務時間等
介護	指定を受けて、事業所番号を取得している事業所	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、保健師、看護師(准看護師含む)、栄養士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	1週間につき32時間以上
障害	指定を受けて、事業所番号を取得している事業所	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、保健師、看護師(准看護師含む)、栄養士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士	
保育	認可保育所、認証保育所、定期利用保育事業所、小規模保育事業所(〇型除く)	保育士、保健師、看護師(准看護師を含む)、栄養士、管理栄養士	1日につき6時間以上かつ 1か月につき20日以上
幼稚園	幼稚園	幼稚園教諭、保健師、看護師(准看護師含む)、栄養士、管理栄養士	

【手続き】

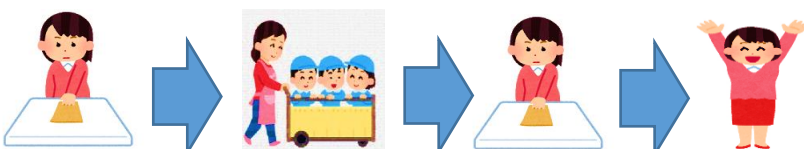
まずは、事前申出が必要です。

事前申出ができる方は、奨学金の貸付が終了した方です。

詳しくは、お問い合わせ先へご連絡いただくか、HP をご覧ください。

【減免手続きの流れ】

事前申出 3年勤務等 減免申請 減免決定



【問い合わせ先】

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区福祉部福祉管理課援護係

電話 03-5744-1245

HP はこちらから→

